

# 企業版ふるさと納税制度の創設と 個人版ふるさと納税制度の改正について



**小林 由拓** (こばやし ゆきひろ)

小林由拓税理士事務所  
税理士

今回は、路線価と公示地価、基準地価について説明させていただきました。このところふるさと納税がなにかと話題になっています。また菅官房長官が6月28日の講演で「企業版ふるさと納税」について言及してから平成28年度税制改正であらたに制度を創設する検討がすすめられています。そこで今回は、企業版のふるさと納税制度と既存のふるさと納税制度について説明させていただきます。

**〔質問〕**

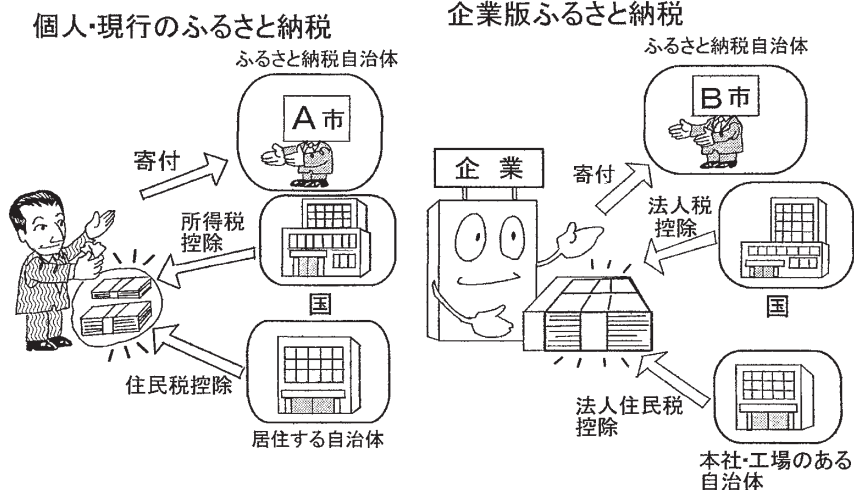
企業版ふるさと納税制度と既存のふるさと納税制度の改正とはどのようなものですか。

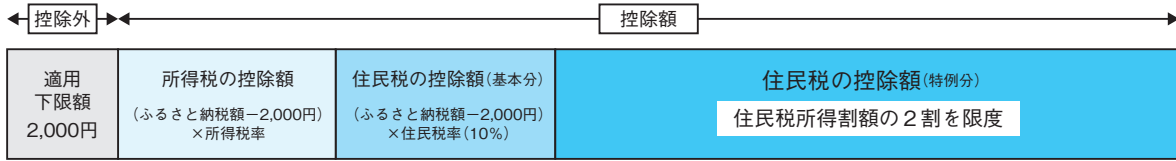
**〔回答〕**

**1. 企業版ふるさと納税制度について**

菅官房長官は6月28日に秋田市内で開かれた自

民党県連大会で講演し、企業版のふるさと納税制度の創設について述べ、企業の剰余資金を地方自治体に投入するための新たな仕組みを検討する意向を示しました。菅氏は、地方創生のため、法人住民税を工夫し、自治体に民間資金を投入する可能性を財務省と総務省、内閣府に勉強するように指示していることに言及しました。そして早ければ平成28年度税制改正大綱に新制度の内容を盛り





総務省「ふるさと納税ポータルサイト」より

ふるさと納税概要図

込む考えを示しました。

これを受けて高市総務大臣は、6月30日の閣議後記者会見で、「地方創生を推進するとともに、地方法人課税の偏在是正の一助とするという考え方に立って、提案されたものだろうと受け止めている。地方税制度を所管する立場からは、その思いは十分に受け止めつつも、個人住民税と法人関係税では、その仕組みも大きく異なることから、制度の現状も踏まえながら、様々な検討を行う必要があると考えている」と発言しました。ちなみに、法人の地方公共団体に対する寄付は、現行税制上は全額損金算入されることとなっています。また、「仮に新たな制度を作っていくことになれば、利益の最大化を目指す法人が、ふるさと創生以外の目的で企業利益のために納税先を選択されたり、若しくは何らかの便宜供与を求めるようなモラルハザードが起きないように、工夫をしていく必要もあるのではないかと」発言しました。「まだ、官房長官がお考えの制度設計の詳細について、私自身は直接伺っていないが、事務的にこれからまた調整もしていくことになるのではないかと」思っている。地方創生という枠組みの中で何ができるか、まち・ひと・しごと創生本部でも検討されると伺っているが、総務省としても、官房長官の御提案を真摯に受け止めて検討していく」とも発言しました。

そして内閣官房は8月24日、平成28年度税制改正要望で、企業版のふるさと納税の創設を要望する方針を固めました。企業が地方自治体に寄付すると、法人税と法人住民税の税額が控除される仕組みです。東京など企業が集中する大都市に偏る法人税収を地方の自治体に配分し地方創生を後押しするものです。

個人を対象にした現行のふるさと納税は、出身地や応援したい自治体に寄付すると、国や居住する自治体に納める所得税と個人住民税から、寄付額に応じた金額分が控除される制度です。企業版

ふるさと納税は、自治体への寄付に応じ、国に納める法人税と、本社や事業所、工場がある自治体に納める法人住民税の控除が受けられる仕組みを想定しています。寄付先は企業と関連のある自治体とする方針ですが、具体的な中身は今後詰めるようです。

内閣官房、総務省、財務省は6月末から、菅氏の指示で、企業版ふるさと納税の創設に向けた検討を始めました。28年度税制改正大綱に盛り込みたい考えで、年末の税制改正作業に向け具体的な制度設計を進めるようです。

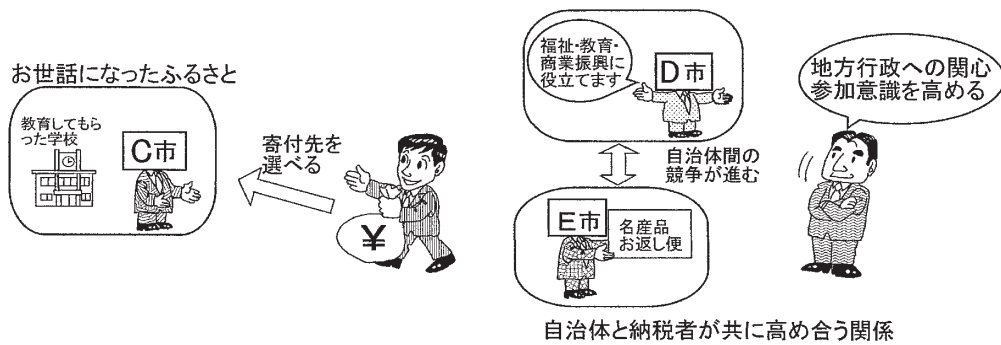
個人向けのふるさと納税は、ふるさとへの恩返しや好意を抱く自治体への応援という理念に基づき、寄付先の自治体を定めています。一方、営利活動を行う企業は、自治体に寄付の見返りを期待する懸念があるため、制度設計にあたっては寄付の理由づけや、寄付先の自治体をどう規定するかなどが課題になります。

内閣府は25日、企業に応援したい自治体への寄付を促す「企業版ふるさと納税制度」の創設などを盛り込んだ2016年度税制改正要望を自民党地方創生実行統合本部に示しました。

## 2. ふるさと納税制度について

### (1) ふるさと納税の概要

ここで既存のふるさと納税制度について確認しておきましょう。ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄付（ふるさと納税）を行った場合に、寄付額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限はあります。）。例えば、年収700万円の給与所得者の方で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である28,000円（30,000円-2,000円）が所得税と住民税から控除されます。また、自分の生まれ故郷だけでなく、お世話になった自治体や応援したい自治体等、どの自治



体でもふるさと納税の対象になります。

## (2) ふるさと納税の理念

地方で生まれ育ち都会に出てきた方には、誰でもふるさとへ恩返ししたい想いがあるのではないのでしょうか。育ててくれた、支えてくれた、一人前にしてくれた、ふるさとへ。

都会で暮らすようになり、仕事に就き、納税し始めると、住んでいる自治体に納税することになります。税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みができないか。そのような想いのもと、「ふるさと納税」は導入されました。ふるさと納税には三つの大きな意義があります。

第一に、納税者が寄付先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になります。

第二に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。それは、人を育て、自然を守

る、地方の環境を育む支援になります。

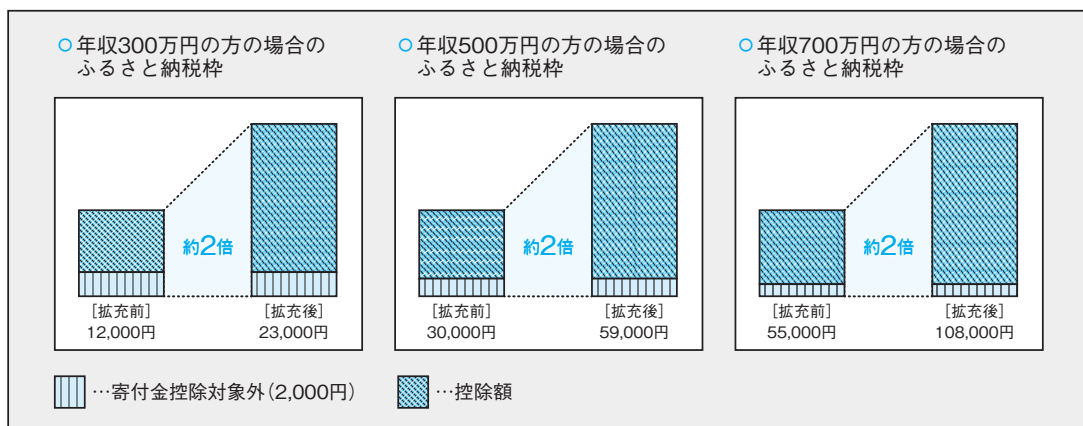
第三に、自治体が国民に取組をアピールすることでもふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。それは、選んでもらうに相応しい、地域のあり方をあらためて考えるきっかけへとつながります。

さらに、納税者と自治体が、お互いの成長を高める新しい関係を築いていくこと。自治体は納税者の「志」に応えられる施策の向上を。一方で、納税者は地方行政への関心と参加意識を高める。いわば、自治体と納税者の両者が共に高め合う関係です。一人ひとりの貢献が地方を変え、そしてより良い未来をつくる。全国の様々な地域に活力が生まれることが期待されます。

## 3. ふるさと納税の平成27年度改正

### (1) ふるさと納税枠を約2倍に拡充

自己負担額の2,000円を除いた全額が控除される限度額である「ふるさと納税枠」が、平成27年1月1日以降、約2倍に拡充されました。実際の



総務省「ふるさと納税ポータルサイト」より

ふるさと納税拡充図

ふるさと納税枠は、寄付される本人の収入や他の控除によって異なります。詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(2) ふるさと納税ワンストップ特例制度

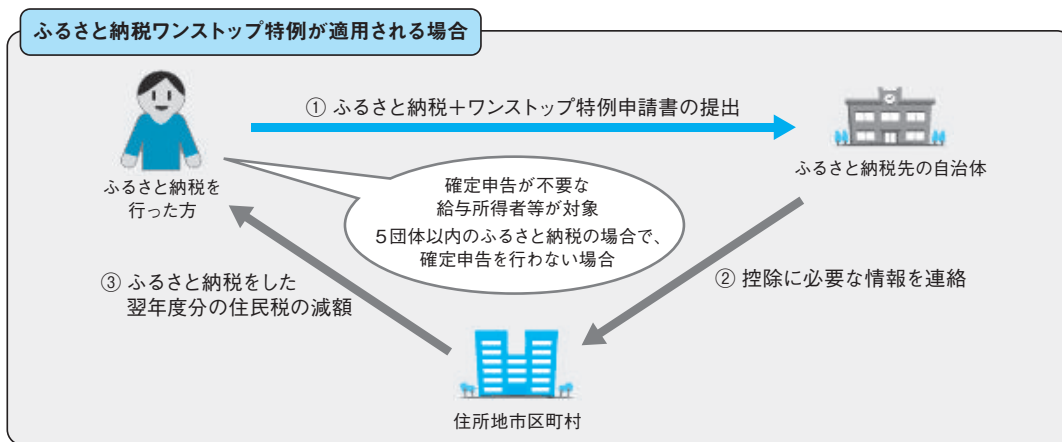
確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄付金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。特例の申請にはふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。

特例の適用申請後に、転居による住所変更等、提出済の申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税を行った翌年の1月10日までに、ふるさと納税先の自治体へ変更届出書を提出してください。このふるさと納税ワンストップ特例制度は、平成27年4月1日以降に行うふるさと納税が対象です。平成27年1月1日から3月31日までにふるさと納税を行っている方は、平成27年中のふるさと

と納税について控除を受けるためには、確定申告を行う必要があります（平成28年以降のふるさと納税については、5団体以内であれば、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けることが可能です）。

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う方も、ふるさと納税についての控除を受けるためには、これまで同様に確定申告を行う必要があります。また、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税の減額という形で控除が行われます。

ふるさと納税の理念と営利活動を行う企業の思惑の調整がこの制度のポイントになると思われます。今後、政府税調、与党税調でどのような検討が行われ、どのような内容で税制改正大綱に盛り込まれるのか興味深いところです。



総務省「ふるさと納税ポータルサイト」より

ふるさと納税ワンストップ特例制度図

